複数の国で活動する適合性評価機関の

認定審査

発行日： 2026 年 7 月 10 日
適用日： 2026 年 8 月 28 日
版　数： 1.0 版

注：この文書は、ACCREDITATION ASSESSMENT OF CONFORMITY ASSESSMENT BODIES WITH ACTIVITIES IN MULTIPLE COUNTRIES – Ver. 1.0（Global ACI-TECH-3-009）の内容を変更することなく、本認定センターが翻訳したものであるが、原文だけが正式な Global ACI 文書としての位置付けをもつ。原文は、Global ACI ウェブサイトから入手できる。

2026 年 11 月 10 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)

追加情報

この文書又は他のグローバル認定協力機構（Global ACI）文書について追加の情報を必要とする場合、Global ACI 事務局に連絡して下さい。

Email: secretariat@global-aci.org
Phone: +1 (571) 569-2614

© Copyright 2026

Global ACI は、教育、標準化、認定、又は Global ACI の専門分野や活動に関連するその他の目的で、出版物又はその一部を複製することを希望する組織に許可します。複製された資料が掲載されている文書には、Global ACI の提供によるものであることを明記する必要があります。

目　次

1. 序文 4
1.1 目的 4
1.2 適用範囲 4
2. 定義 4
2.1 認定機関 4
2.2 固定された事務所所在地 4
2.3 他の活動 4
2.4 遠隔地要員 5
3. 実施 5
3.1 データの収集 5
3.2 審査プログラム 5
3.3 初回審査 6
3.4 サーベイランス及び再審査 7
4. 改訂履歴 7
附属書 A－参考 8

1. 序文

1.1 目的

1.1.1　この文書は、その本部事務所が所在している国以外の国で認証を提供している適合性評価機関（CAB）に対する認定機関（AB）の審査について、ISO/IEC 17011:2004 の箇条 7 の一貫した適用のために義務づけられる。Global ACI 多角的承認取決め認定機関間の協力に関する認定の側面は、Global ACI-MRA-002 によって扱われている。

1.1.2　この文書は、IAF（国際認定フォーラム）の文書「IAF MD 12:2023 Accreditation Assessment of Conformity Assessment Bodies with Activities in Multiple Countries（複数の国で活動する適合性評価機関の認定審査）」に基づいている。IAF の役割がグローバル認定協力機構（Global ACI）に移管されることに伴い、本文の内容に実質的な変更を加えることなく、Global ACI の文書として書式が変更された。

1.2 適用範囲

1.2.1　ISO/IEC 17011 の 7.5.7 項及び 7.5.8 項では、主要な活動が行われている所在地に対する AB の審査に関する要求事項が規定されている。この文書は、主要な活動だけではなく、AB の認定範囲内のすべての CAB の活動が、世界のどこでこれらの活動が行われているかにかかわらず、該当する適合性評価規格のすべての要求事項に適合していることを確実にする AB の責任を考慮している。

1.2.2　この文書は、固定された事務所所在地においてではなく、CAB の情報技術（IT）システムを利用し、遠隔地要員によって行われているかもしれない活動があるという事実を考慮している。

1.2.3　この文書で使用されている“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

2. 定義

2.1 認定機関

Global ACI メンバーである認定機関

2.2 固定された事務所所在地

所在地や CAB との関係にかかわらず、CAB のために、認証活動が実施及び／又は管理されている常設の所在地

2.3 他の活動

主要な活動に該当しない認証機能

2.4 遠隔地要員

CAB のために認証活動を行い、固定された事務所所在地で勤務していない内部又は外部の個人

3. 実施

3.1 データの収集

AB は、認定した CAB に対して次を特定することを要求しなければならない。

i) 認定を受けた登録証が発行されている国、及びそれぞれの国で発行されている登録証の数

ii) CAB が認証活動を行っている固定された事務所所在地がある国

iii) CAB が認証活動を行う遠隔地要員を有している国

iv) 主要な活動の実施及び／又は管理に責任がある固定された事務所所在地。又は、主要な活動を行う遠隔地要員が管理されている固定された事務所所在地

v) 外国にある固定された事務所所在地又は遠隔地要員によって行われているすべての活動を管理するための CAB の取決め

備考：この情報の記録は、特定の国で登録証を発行することについて CAB に対して事前の許可を与えることを目的としているのではなく、CAB の認定された活動の完全な地理的範囲の最新の知識に基づき、AB が CAB に対する審査プログラムを計画できるようにすることを目的としている。

3.2 審査プログラム

3.2.1 AB は、審査プログラムをもたなければならない。これは、認証活動が行われている場所にかかわらず、CAB の認定範囲内の該当する適合性評価規格の要求事項に対する CAB の適合性を AB が確かめることができるように、現行の認定期間を含めるものでなければならない。

備考：審査の結果によって、AB は、CAB の認定範囲を特定の地域又は固定された事務所所在地に限定又は制限することを決定するかもしれない。

3.2.2 そのプログラムは、次の事項を考慮して、審査対象となる活動及び主要な活動並びにこれらの活動が実施及び／又は管理されている国を特定するように策定されなければならない。

i) CAB と外国の事業体及び子会社との間の関係

ii) 外国の認証活動を管理するための CAB の取決め

iii) CAB が現地 AB による認定をもっているか否か

iv) それぞれの国で認証活動を行っている固定された事務所所在地の数

v) それぞれの国で認証活動を行っている遠隔地要員の数

vi) 主要な活動が実施及び管理されている場所、又は主要な活動を行う遠隔地要員が管理されている場所

vii) 行われている認証活動の範囲、認証活動が行われている場所、遠隔地要員が管理されている場所

viii) 認証活動に対する CAB の経営管理の有効性

ix) CAB の記録へのアクセスのしやすさ

x) 面談のため、選択した CAB の要員（内部及び外部）の利用可能性

xi) 特定の固定された事務所所在地を通して発行された登録証の数

xii) 特定の固定された事務所所在地を通して授与された認証のスキーム

xiii) ある固定された事務所所在地が、当該国の境界の外に所在する、他の固定された事務所所在地又は遠隔地要員を管理している場所

xiv) 遠隔地要員によって対応されている国の数、またどのようにその要員が管理されているか

xv) 実施及び／又は管理されている活動によってもたらされるリスク、また実施及び／又は管理されている場所（備考：これらは、主要な活動に該当しない活動かもしれない）

xvi) 遠隔審査を実施する AB の能力

xvii) それぞれの国の社会的及び文化的側面

xviii) 苦情の数及び種類

xix) CAB が固定された事務所所在地で行う内部監査を含む、外国の認証活動を管理する上での CAB による監視の有効性、及び

xx) 営業要員による虚偽説明、コンサルタントとの不適切な関係又は CAB による非効果的な監視のような、過誤の証拠がある場所

3.2.3 AB の審査プログラムは、3.1 の情報の変化、及び上記要因の変化を考慮し、年 1 回レビューされなければならない。

3.2.4 認証活動を実施し管理している要員は、その活動がどこで行われているかよりも、さらに重要である。審査プログラムには、CAB の認証活動が、どこで行われているかにかかわらず、該当する適合性評価規格の要求事項を満足していることを AB が確かめることができるように、CAB の代表し得る数の要員（内部及び外部）との面談のための措置を含むことが望ましい。

3.2.5 遠隔審査の結果が現地審査の結果と同等であることを条件に、現地審査を行う代わりに、遠隔審査を利用することができる。

3.3 初回審査

3.3.1 CAB に対する初回審査には、CAB との関係がいなかるものであれ、主要な活動が実施及び／又は管理されている場所、又は主要な活動を行う遠隔地要員が管理されている場所、及び／又は記録が維持されている、固定された事務所所在地すべての審査を含まなければならない。

3.3.2　適切な場合、初回審査は、CAB との関係がいかなるものであれ、該当する適合性評価規格の要求事項によって扱われる他の活動が実施されている場所、又はこれらの活動を行う要員が管理されている固定された事務所所在地のうち、選択されたものも含まなければならない。

3.3.3　認定範囲の拡大に関して、AB は、3.2 の要因及び当該拡大が新規のメインスコープ、新規のサブスコープに対する拡大又は既認定のサブスコープ内の拡大であるか否かを考慮して審査プログラムを決定しなければならない。審査プログラムは、必ずしも、それぞれの固定された事務所所在地への訪問を含む必要はない。

3.4 サーベイランス及び再審査

3.4.1　サーベイランス及び再審査に関して、CAB との関係がいかなるものであれ、主要な活動が実施及び／又は管理されている場所、又は主要な活動を行う遠隔地要員が管理されている場所、及び／又は記録が維持されている固定された事務所所在地それぞれが、それぞれの認定周期で少なくとも 1 回、AB の審査プログラムに従って審査されなければならない。

3.4.2　AB は、遠隔地要員、他の活動が実施されている場所、又はこれらの活動を行う要員が管理されている場所を含む、固定された事務所所在地をサンプリングするための手順をもっていなければならない。その手順は、これらの所在地の代表的な数が、決められた時間枠にて審査されることを確実にするものでなければならない。

4. 改訂履歴

変更箇所	旧版	変更点の概要
全て	-	Global ACI 文書初版発行

附属書 A－参考

この参考のための附属書は、CAB が外国の事業体及び子会社との間で有しているかもしれない関係の種類について、いくつかの例を提供する。

完全に又は過半数（一部）を所有する、複数の子会社を統括、管理している地域的な子会社

備考：これは、CAB によって完全に、又は過半数（一部）が所有されている別の独立した事業体かもれない。

完全に又は過半数（一部）を所有する、当該国又は他の国に所在する CAB の子会社又は支部

備考：これは、CAB によって完全に、又は過半数（一部）が所有されている別の独立した事業体かもれない。

CAB が共同経営者である合弁会社

完全に又は過半数（一部）を所有する、合弁会社の子会社

備考：これは、合弁会社によって完全に、又は過半数（一部）が所有されている別の独立した事業体かもれない。

完全に又は過半数（一部）を所有する CAB 又は合弁会社の子会社である、CAB の代表事務所、代理事務所、フランチャイズ事務所又は営業事務所

認証活動の実施に関して、CAB との間で契約上の関係を有する別の独立した事業体